

平成28年度 第4回石巻市被災者自立再建促進対策本部会議要旨

日時：平成29年2月15日（水）

会場：庁議室

[報告事項]

- 1 プレハブ仮設団地の集約状況及び自立計画届出書の回収報告（最終）等について
 - ・復興公営住宅最終入居確認書の提出について
 - ・仮設住宅の供与期間について
 - (1) プレハブ仮設団地の集約状況
 - ・平成28年度退去完了予定団地集約状況（2月7日時点）
退去完了：9団地 移転調整中：17団地
 - ・平成29年9月退去完了予定団地集約説明状況等
説明会実施：H28.11中旬～H30.3中旬 26団地
個別訪問 ：H28.12中旬～H29.1下旬 23団地
自然解消見込み：6団地（必要に応じ個別訪問）
 - (2) 自立計画届出書の回収報告（最終）
調査対象：2,482世帯
調査期間：H28.7～H29.1
回収率 ：99.1%（2,462世帯）
 - (3) 復興公営住宅最終入居確認書
提出期限：H29.2.17（金）
復興公営住宅事前登録期限：H29.3.24（金）
 - (4) 仮設住宅の供与期限
仮設住宅の供与は7年目で基本的に終了し、再建先が決まっているが期間内に退去できない世帯（※要件有り）のみ特定延長を導入予定
 - ・特定延長対象者の要件
 - 要件1** 災害公営住宅への入居や防災集団移転など、公共事業による自宅の再建先は決まっているが、工期等の関係から供与期間内に仮設住宅を退去できない者
 - 要件2** 公共事業以外で、自宅の再建（再建先・再建時期）は決まっているが、工期等の関係から供与期間内に仮設住宅を退去できない者

- ・特定延長の事務手続きとスケジュール

復興公営住宅最終入居確認調査の実施後、仮設住宅入居者に対し4月上旬に手続き等の通知を送付する。期限までに提出のない世帯には訪問、電話等により作成支援、回収を進め、6月中に結果を取りまとめ、7月に特定延長対象者を県に報告する。

2 被災者自立再建促進プログラム「4つの視点」に関する課題と対応等について

前回の会議資料から対応策に修正を加えた。

(主な修正)

- ・復興公営住宅の入居資格について市税滞納要件緩和検討中
→納付誓約により申込を認める方針で検討中。議会の承認を得た上で、平成29年5月を予定
- ・復興公営住宅の入居のために必要な「大家の証明」に変わる手法を検討中
→証明を受けることが困難な方については申し立て内容により自己都合ではないことが判断された場合、申込を認める方針に平成29年1月1日から運用変更している。
- ・「復興住宅の一般市営住宅化」の時期は、最短で平成30年10月以降に被災者以外の一般募集が可能
→復興公営住宅の整備計画の変更に伴い、増加分が未確定のため「一般市営住宅化」の時期は未定。

[審議事項]

1 プレハブ仮設団地移転・集約プログラムの変更について

(1) 集約拠点団地の変更

仮設あけぼの北団地、仮設あけぼの南団地の2か所について、都市公園の原状復旧を優先するため、集約拠点団地を取り消す。

(2) 退去完了時期の変更

仮設曾波神前団地の退去完了時期を変更

(変更前) H29. 9 → (変更後) H29. 3

[主な質疑応答]

Q 集約拠点団地を取り消す団地に移転された方の理解は得たのか。

A まだ話をしていない。変更について正式決定後、理解を得られるようお願いする。

2 被災者自立再建促進プログラムの進行管理について

被災者自立再建促進プログラムについて成果指標（実績）により進行管理を行う。4つの視点に関わる主要事業については、主要事業シートを作成する。課題と対策については、成果指標の数字により変化するもの。

3 その他

[主な質疑応答]

Q 仮設住宅に生活していないのに荷物を置いているなど倉庫として使っている問題を聞いているが、そのようなケースはどのようなになっているのか。

A そのようなケースを不適正入居としてとらえており、相当数ある。今は、入居者となっている方に連絡し、荷物の片付けをお願いしている状況。片付けが進まなければ今後明渡し請求をしていく。訴訟では県が訴えることになるので、市は証拠の積み上げを行っている。